

勧告	説明図表番号
<p>イ 文化財保護法以外の法令等に基づく保存・管理の推進</p> <p>(7) 自然公園法に基づく保存・管理の状況</p> <p>世界文化遺産の構成資産又は緩衝地帯については、文化財保護法のほか、自然公園法において保存・管理が行われている。例えば、同法第20条第3項では、自然公園の特別地域(注)に工作物の新設又は広告物を設置する際には、国立公園においては環境大臣（一部の事務については都道府県知事）、国定公園においては都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。また、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条では、工作物又は広告物の色彩及び形態について、その周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと等の許可基準が定められている。</p> <p>(注) 現在の景観を極力維持する必要がある地域等</p> <p>今回、我が国の世界文化遺産に登録されている117構成資産（14遺産）のうち78構成資産（14遺産。緩衝地帯を含む。）について、所有者等における保存・管理の実施状況を調査した結果、国立公園及び国定公園の特別地域内において、都道府県知事の許可を受けずに工作物及び広告物（以下「工作物等」という。）が設置され、工作物等の色彩及び形態が周辺の風致又は景観を阻害しているものが6件（2構成資産、4緩衝地帯（2遺産））みられた。</p> <p>また、これらの工作物等を設置した事業者は、自然公園法及び自然公園法施行規則の規制内容を承知していなかった。</p> <p>工作物等の設置による風致又は景観の阻害は、世界文化遺産として認められた顕著な普遍的価値を損ねるものであることから、地方公共団体に対し、事業者への法令遵守の周知徹底について助言等を徹底することが重要と考えられる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、環境省は、世界文化遺産の適切な保存・管理を推進する観点から、世界文化遺産の構成資産又は緩衝地帯となっている国立公園に係る法定受託事務を行う都道府県及び国定公園を管理する都道府県に対し、自然公園法による規制に関する事業者への法令遵守の周知徹底について助言等を行うこと。</p>	<p>図表 2－(2)－ イ－(ア)－①</p> <p>図表 2－(2)－ イ－(ア)－②、③</p>

図表 2- (2) -イ- (7) -① 世界文化遺産の保存・管理に係る自然公園法の規定（特別地域における規制）

○ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）＜抜粋＞

（特別地域）

第 20 条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に、特別地域を指定することができる。

2 第 5 条第 3 項及び第 4 項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第 3 項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第 3 号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二～六 （略）

七 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

八～十八 （略）

4～9 （略）

附 則

（都道府県が処理する事務）

9 この法律に規定する環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当分の間政令で定める都道府県の知事が行うこととすることができる。

○ 自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号）＜抜粋＞

附 則

（都道府県が処理する事務）

3 法に規定する環境大臣の権限に属する事務のうち次に掲げるもので、指定区域（別表に掲げる都道府県の区域に属する国立公園の区域内の区域のうち当該都道府県の知事の申出に係るもので、環境大臣が指定するものをいう。附則第 6 項において同じ。）に係るものは、当該都道府県の知事が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る環境大臣に関する規定（法第 64 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項を除く。）は、当該都道府県の知事に関する規定として当該都道府県の知事に適用があるものとする。

一 次に掲げる行為以外の行為（2 以上の都道府県の区域にまたがるものを除く。）に関する法第 20

条第3項の規定による許可及び法第32条の規定による条件の付加に関する事務

イ その高さが13メートル又はその水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（住宅及び仮工作物を除く。）の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、その高さが13メートル又はその水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（住宅及び仮工作物を除く。）となる場合における改築又は増築を含む。）

ロ～ホ （略）

二～五 （略）

○ 自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）〈抜粋〉

（特別地域、特別保護地区及び海城公園地区内の行為の許可基準）

第11条 （略）

2～12 （略）

13 法第20条第3項第1号、第21条第3項第1号及び第22条第3項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第1号及び第6号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 （略）

二 当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。ただし、特殊な用途の工作物については、この限りでない。

14～20 （略）

21 法第20条第3項第7号に掲げる行為並びに法第21条第3項第1号及び第22条第3項第1号に掲げる行為（法第20条第3項第7号に掲げる行為に限る。）に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等（広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ～ホ （略）

へ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

二～五 （略）

22～37 （略）

（注）下線は当省が付した。

図表 2-(2)-イ-(7)-② 自然公園法に違反して設置されている工作物等の事例（一覧表）

No.	世界文化遺産名	構成資産/緩衝地帯	事例の概要
1	古都京都の文化財 (京都市、宇治市、 大津市)	構成資産	白色の自動販売機が無許可で設置
2		緩衝地帯	多色の自動販売機が無許可で設置
3		緩衝地帯	白色のくず箱等が無許可で設置
4		構成資産	透明・黄色等の空き缶入れが無許可で設置
5		緩衝地帯	白色の支柱の看板が無許可で設置
6	富士山ー信仰の対 象と芸術の源泉	緩衝地帯	赤色の看板が無許可で設置

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-イ-(7)-③ 自然公園法に違反して設置されている工作物等の例 (NO.1 の例)

世界文化遺産名	古都京都の文化財 (京都市、宇治市、大津市)
構成資産/緩衝地帯	構成資産
設置状況	<p>寺社の境内に、色彩の配慮がなされていない自動販売機が無許可で設置されている。</p> <p>当該寺社の境内は、自然公園法における特別地域に指定されているため、当該箇所在工作物を設置する場合は都道府県知事の許可が必要であり、また、同法施行規則により、工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないことが求められている。このことについて、事業者は、法令の規制内容を承知していなかったとしている。</p> <div style="text-align: center;">   </div>

(注) 当省の調査結果による。